

やまなし県民文化祭地域フェスティバル開催費補助金交付要綱

(目的)

第1条 やまなし県民文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、やまなし県民文化祭地域フェスティバル開催規程（以下「規程」という。）により決定された補助金交付対象事業に対して、補助金を交付するものとし、その補助金の取り扱いについては、この要綱の定めるところとする。

(補助対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業は、規程第4条第3項によりやまなし県民文化祭地域フェスティバル事業における補助金交付対象事業として決定されたものとする。

(補助対象経費)

第3条 この補助金の対象となる経費は、以下に掲げるものとする。

- (1) 需用費（プログラム印刷代、看板作製費、消耗品費 等）
- (2) 使賃料（会場使用料、器具の利用料 等）
- (3) 役務費（通信運搬費 等）

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費の2分の1以内で30,000円を限度とする。

(1,000円未満切捨て)ただし、規程第2条(2)に該当する事業で初回の申請については、100,000円を限度とする。

(申請の手続き)

第5条 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式1）を実行委員会に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 実行委員会は、前条による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ、適正と認めるときは交付の決定を行い、交付決定通知書（様式2）により事業実施者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第7条 事業実施者は、補助金の交付の決定を受けた後、その事業内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業内容変更等承認申請書（様式3）により実行委員会の承認を受けなければならない。

(事業実績報告)

第8条 事業実施者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助金実績報告書(様式4)を実行委員会に提出しなければならない。

2 前項による実績報告書の提出は、補助事業の完了した日、又は補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日、又は3月5日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 実行委員会は、前条第1項により報告を受けた場合には、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施者に通知(様式5)するものとする。

(補助金交付の方法)

第10条 実行委員会は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 実行委員会は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、その返還を命ずるものとする。

(証拠書類の整備及び保管)

第12条 事業実施者は、補助事業の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業完了の日の属する年度の終了後から5年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年5月27日から施行する。